

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法 (5 - 2 3)
根 拠 条 項 : 第 1 0 1 条 第 5 項
処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法第 9 2 条 の 2 第 1 項 (免許証の有効期間)、第 1 0 1 条 第 1 項 (免許証の更新及び定期検査)、第 1 0 1 条 の 2 の 2 第 1 項 (更新の申請の特例)、第 1 0 1 条 の 3 (更新を受けようとする者の義務)、第 1 0 1 条 の 4 第 1 項 及び 第 2 項 (7 0 歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第 3 3 条 の 7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第 3 7 条 の 6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第 3 7 条 の 6 の 2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第 2 9 条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第 2 条
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1 日 警察署窓口受理は 6 0 日
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地を管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0
備 考 :